

電動キックボードの交通ルールについて

	現在		道交法改正施行後（2023.7予定）	
	右記以外	新事業特例制度で定めた構造等を満たしたもの（実証実験対象のもの）	右記以外	車体の大きさが普通自転車相当かつ最高速度が時速20kmで一定の基準に該当するもの
車両区分	原動機付自転車	小型特殊自動車	原動機付自転車	特定小型原動機付自転車
速度制限	時速30km	時速15km	時速30km	時速20km
通行箇所	車道	車道	車道	車道
自転車専用通行帯（自転車レーン）	不可	通行可	不可	通行可
歩道	不可	不可	不可	最高速度の制御（時速6km）とそれに連動する表示をした場合に、例外的に歩道（自転車通行可の歩道のみ）等の通行が可能
ヘルメット	義務	任意	義務	努力義務
免許	必要（原付）	必要（小型特殊）	必要（原付）	不要（16歳以上）